## 説 明 書

国籍・地域

氏 名

上記の者を受け入れるに当たって、下記のとおりの事実に相違ありません。 記

1 申請人を雇用するに至った経緯等

【記載例】申請人は、特定技能外国人の業務に必要な技能等を身に付けるため、「特定活動」(雇用継続支援)の在留資格で約1年間に渡って活動を行ってきましたが、いまだ技能試験に合格していないため、特定技能へ移行ができない状況です。

他方で、申請人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い(資料のとおり)本国の居住地への帰宅が大変困難な状況にあり、帰国ができない状況にあります。そのため引き続き当社で技能等を身に付ける活動に従事し、今後、特定技能外国人として就労することを希望しています。

当社としても、申請人に対して指導や助言等を継続するとともに、在留中の日常生活 に係る支援についても適切に行っていきます。

- (注1)新たに「特定活動」(雇用維持支援)の許可を受ける場合には、申請人が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化(倒産、人員整理等)等により自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動を継続することができなくなった外国人であること又は従前の活動終了後に帰国が困難な状況にあることを確認の上で記載してください。
- (注2) 「特定活動」(雇用継続支援)で在留した期間が1年に達する者が在留期間の更新を受けようとする場合には、帰国が困難な状況にあることを確認の上で記載してください。
- 2 受入れ機関が、申請人が受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能等を身に付けることを希望していることを確認していること
  - □ 該当 □ 非該当
- 3 受入れ機関が申請人に対して支払う報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額 と同等以上であること
  - □ 該当 □ 非該当
- 4 受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能等を身に付けること を希望していることを理解した上で、申請人の雇用を希望していること
  - □ 該当 □ 非該当
    - ※ 特定産業分野名:

/ 業務区分:

- (注)特定技能制度における特定産業分野及び業務区分を記載すること。
- 5 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること)
- (1)受入れ機関が在留外国人(就労資格に限られず,資格外活動許可を受けた者も含む。)を雇用した実績があること(※1),又は,受入れ機関において申請人の雇用管理を担当する役職員が過去に在留外国人の雇用管理に従事した経験があ

		□ (泊 ※	E) * <1 <2 7	台·1 雇氏生申 工用名年請雇過当雇	」はた:月人用去時	在留外 日: の雇担管 で で で で で に 属 関 で に 属 関 で 属 り で し で し で し で し で し る し で る し で る し で る し で る し る し	国人の管理担当職員の	当役職員 の氏名: の雇用管 幾関の名	頁等(1 国等(1 国 展用 関 の 民 で 理 に 従 に 称:	名で可) 地域:	職員の原 経験 (1名 <sup>-</sup>			性別:	まで
					生生	<b>F月日</b> :	:			雇用期	間:		から		まで
(	١	関 うこ	(監理 こと 該当 (・ 要	望団体	· 又 <i>i</i>	は登録3 作該当	支援機	関)によ	る適切		・助言の 等			ことがで 人の受入	
6		受 <i>力</i> コ		幾関カ á [		労働, 非該当	社会仍	<b>R険及び</b>	(租税に	関する	法令の	規定を	沙遵守	こてい	ること
7		受 <i>力</i> コ	<b>へ</b> れを 該当			その役 非該当	員が法	よ令に違	反して	刑に処	せられ	ていた	こいな	ک	
8	た	ے ک	とがな	よいこ	_ <u>}</u>	その役 非該当	'員が暴	暴力団員	してはな	さいこと	又は5	年以內	内に暴	力団員	であっ
	<b>,</b> \	ح ک	_			年以内 非該当	に暴力	力団員で	ぎあった	_者がそ	の事業	活動を	を支配	とする者	ではな
10	ŋ :	消さ	された	こ者で	ごは	その役 ないこ 非該当		技能実習	法第	16 条第	1項の	規定は	こより	実習認	定を取
1 1	Ŋ :	消さ	された	と法丿	(0)			支能実習 こことが			1項の	規定は	こより	実習認	定を取
12	は		レくオ		¢行			5年以内		、国又は	労働に	関する	る法令	に関し	不正又

13 受入れ機関が、申請人が特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けるこ

となどについて指導,助言等を行うこととしていること □ 該当 □ 非該当
14 受入れ機関等が、申請人の在留中の日常生活等に係る支援(関係行政機関の相談 先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。)を行う担当者を確保 して適切に行うこととしていること □ 該当 □ 非該当 ※ 支援担当者 所属: 氏名: (注)支援を監理団体又は登録支援機関において実施する場合を含め、実際に支援を行 う担当者について記載すること。なお、複数ある場合は別紙に記載しても差し支え ない。
15 申請人が雇用契約の終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該雇用契約の相手方である受入れ機関が当該旅費を負担するとともに、当該雇用契約の終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとしていること □ 該当 □ 非該当 (注)雇用契約の終了後に申請人が特定技能に移行せず帰国する場合に際し、申請人が帰国費用を捻出できないときは、受入れ機関が帰国費用を負担するなどしていること。
16 受入れ機関が,申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在餐管理局に報告することとしていること □ 該当 □ 非該当
(注1) 上記2から 16 までについて該当するものにチェックマークを付し、必要な記入をしてください。 (注2) 上記 15 について、技能実習を修了等し、本措置へ移行する場合、帰国費用については本人負担が原則となり、本人がその帰国費用を負担することができない場合は、本措置で外国人を受け入れる機関が負担することとなります。この点について、新たな受入れ機関において外国人に対して十分に説明をし、理解を得た上で雇用契約を締結するようにしてください。 (注3) 申請人が今後「特定技能1号」への在留資格変更許可申請又は「特定技能1号」に係る在留資格認定証明書交付申請を行う場合においては、入管法、法務省令、各分野固有の基準への適合性が求められることとなるから、その手続等について関係機関に問合せな行うなどが認むよりに行ったより申請とが思想に発行できるよう準備を行ってくだる。
を行うなど確認を十分に行った上,申請人が円滑に移行できるよう準備を行ってくださ

令和 年 月 日

受入れ機関名

٧١°

※ 5 (2) に該当する場合のみ次の記載が必要

指導·助言機関名